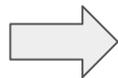


急変時の対応方法

利用者さんが急変した

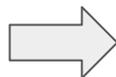
①利用者の状態を確認しましょう



意識がない:心肺蘇生を行い、周囲の方にAEDを持ってきてもらう。
(事前情報で心肺蘇生を希望していない場合を除く)

意識がある:頓服薬など対応できるものがあれば対応する。

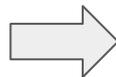
②必要な場合は救急車要請しましょう



かかりつけ医療機関に搬送:救急車に同乗するかは状況により判断する。

かかりつけ医療機関以外に搬送:救急車に同乗するかは状況により判断する。

③必要な場合は病院へ受診しましょう



かかりつけ医師に受診:受診同行するかは状況により判断する。

かかりつけ医師以外に受診:受診同行するかは状況により判断する。

④依頼者や緊急連絡先へ連絡し状態を報告しましょう

※利用者の急変時の対応方法について利用者の明確な意思を事前に依頼者から伝えられている場合は、その意思を尊重しましょう。また、急変時の対応方法が記載された指示書があれば、その指示書に沿った対応をしましょう。

参考資料：依頼者都合のキャンセルになるケース

下記に定める状況に陥った場合には、依頼者都合のキャンセルとして取り扱うものとします。キャンセル料金については、規約第13条キャンセルポリシーの定めに従うものとします。

- (1) 依頼者から申告された病歴・体格・体調などの利用者に関する情報と、実際の利用者の状態に大きな乖離があり、介助者が現場で業務遂行が不可能と判断した場合。
- (2) 利用者の体調がすぐれず、介助者が現場で業務遂行が不可能と判断した場合。
- (3) 依頼者・利用者が準備すべき、指示書（医療行為を伴う外出の場合）、実費、機器類、薬、オムツなどの消耗品その他当日の介助に要するもの又は要する可能性のあるものの準備が出来ておらず、介助者が現場で業務遂行が不可能と判断した場合。